

八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年1月
(平成26年)
第31号

「インターネット通販の前払いによるトラブル」が急増！

— 個人名義の銀行口座への前払いに要注意！ —

インターネットで申し込みをする通信販売（以下「ネット通販」）で、前払いをした場合のトラブルについての相談が急増しています。

前払いということは、すでに代金は業者側にあるので、トラブルが起きた場合、業者が応じない限りは金銭的な救済がされません。加えてネット通販は、業者の実態がつかみにくいため、所在が不明であったり連絡ができなかったりすることも多々あります。

このように、前払いのネット通販は、事後の被害救済が非常に難しいタイプの消費者トラブルであり、未然防止が重要です。

主な相談内容

1. 商品が届かない。
2. 注文したものではないものが届いた。
3. 前払いするように誘導された。
4. サイトや電子メールの表記の問題。

国民生活センター
HPより引用



相談の特徴

1. アクセスのきっかけは「商品検索」や「ブランド名検索」などの「検索」
2. 申し込んだ理由は「安いから」、「欲しい商品が売っていたから」
3. サイトや連絡メールの日本語がおかしいものがある。特に「会社概要」欄の漢字や字体に注目。
4. 振込先の銀行は、ネット専用銀行と都市銀行が多い。
5. 口座名義は「個人名」が圧倒的に多い。
6. 個人名口座の名義人は、7割超が「外国人名」と思われるが、日本人名も最近は増えている。

アドバイス

(1) 代金前払いのリスクの大きさを考えましょう

先に代金を支払ってしまうと、「商品が送られてこない」場合だけでなく、送られてきた商品に問題があったときでも、それらのリスクはすべて消費者が負うことになる。このように一方的に消費者がリスクを背負う「前払い」をしてまで、その契約をするべきかを考えること。

(2) 個人名義の銀行口座への前払いは避けましょう

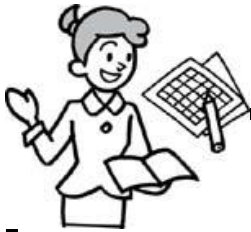
相談を見ると、前払いのネット通販のトラブルは、屋号やネットショップ名を含まない、個人名だけの名義の口座への振り込みであるケースが圧倒的に多い。相談の急増に鑑みて、屋号を含まない個人名義のみの銀行口座への前払いでの振り込みはしないこと。

(3) 振り込んでしまった場合は、銀行と警察に相談しましょう

振り込んでしまって商品が届かなかったりコピー商品が届いたりした場合は、代金を振り込んだ銀行と警察に状況を相談すること。

(4) 相談は、消費生活センターへ

申し込む前に少しでも分からないことや不安なことがあれば、消費生活センターに相談すること。



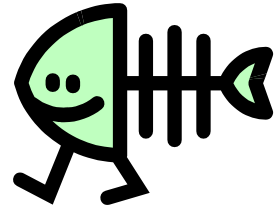
催し物のご案内

■消費生活パネル展 ～魚食のススメ～ を開催します

日 時：平成26年2月18日（火）～3月3日（月）午前8時30分～午後5時
（ただし、2月24日（月）は休み）

場 所：川口やまゆり館 2階 ギャラリー川口
（所在地：八王子市川口町 3838）

主 催：消費生活センター・消費生活啓発推進委員会



■消費者力アップ講座「エンディングプラン」を開催します

終末期に備え、医療や葬儀などを考える終活。消費者として終活を考えるきっかけにさせていただくため、生前の準備などについて学びます。

テ ー マ	日	時	場 所
「住まい」	3月11日（火）	午後2時～4時	クリエイトホール 11階 第7学習室
「葬儀・埋葬」	3月18日（火）		
「消費トラブル」	3月25日（火）		

対 象：市内在住・在勤・在学の方

定 員：各回25名（先着順）

費 用：無料

申し込み：2月17日（月）から直接または電話、
ファックスで、テーマと希望日・氏名・
電話番号を書いて、消費生活センター
（下記）へ



八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後4時30分

（相談専用） ☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※ 土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

